

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊国分駐屯地
第364会計隊長 福島 光幸

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名等：(使用済) 人員輸送車2号 (トヨタ自動車)
- (2) 規格・数量：内訳書のとおり
- (3) 代金納付期限：令和3年12月17日(金)
- (4) 引取期限：代金納付日から5日以内 (令和3年12月17日までに搬出)
- (5) 引渡場所：陸上自衛隊国分駐屯地 (輸送班駐車場)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度、令和元・2・3年度の全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」C等級以上を有する者
なお自動車リサイクル法に基づく引取り業者であり、各都道府県等登録業者であること。また契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している業者でないこと。

3 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊国分駐屯地及び西部方面隊ホームページ

(ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/wae/info/nyusatu/wa.fin/index.htm>)

4 入札説明会：実施しない。(ただし、希望者は個別に対応する。)

5 競争入札の場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊国分駐屯地第364会計隊 入札室
- (2) 日 時：令和3年10月14日(木) 10時00分

6 落札決定方法

総額が、当隊所定の予定価格を超えた最高額入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が2人以上の場合にはくじ引きにより落札者を決定する。

7 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除
ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札。
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が不明し難いもの。
- (3) 電話・電報・FAXによる入札。
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合。

9 契約書等の作成

特に示された場合を除き落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。

契約書には、「中古品の売払いに関する特約条項」を付するものとする。

10 入札書に関する事項

- (1) 入札書については、入札前日の令和3年10月13日(水)17時00分までに受領すること。
- (2) 入札等参加者心得を確認した上で「(当社、私、当団体)は入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。記載がない場合は、競争参加者等として認めません。
- (3) 入札書は消費税抜きの金額を記入すること。

11 その他

- (1) 入札を代表者以外の方に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (2) 郵便により入札に参加する場合は、送付用封筒に必ず「(入札日時及び入札件名 入札書在中)」の記載をし令和3年10月13日(水)17時00分までに必着するように「書留」で郵送すること。
- (3) 入札参加を希望する者は、入札までに資格審査結果通知書(写)及び自動車リサイクル法に基づく各都道府県等引取業者登録・許可証(写)を提出すること。
- (4) 市場調査価格(下見積書)を令和3年10月8日(金)12時00分までに提出すること。
(任意ではありますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。)
- (5) 入札日当日(郵便入札があった場合)に不調となり再度入札を行う場合は、令和3年10月21日(木)10時00分を再度入札の執行日時とし、再度入札に係る入札書を郵送する場合は、再度入札の前日までに必着とする。(電話・電報は認めない。)なお、再度入札を執行する場合は、初度入札者にその旨を通知する。
- (6) 当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となります。
- (7) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (8) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (9) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵(かし)等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (10) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

12 入札に関する問い合わせ先

〒899-4392

鹿児島県霧島市国分福島2丁目4番14号

陸上自衛隊国分駐屯地 第364会計隊契約班 担当：田中

TEL 0995-46-0350(内線636) FAX 0995-46-4076

13 内訳書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊国分駐屯地業務隊管理科輸送班 担当：松元(内線682)